# 第 26 回富山県景観審議会 議事録

- 日 時 令和5年1月24日(火)14:00~15:00
- 場 所 富山県防災危機管理センター研修室3-C
- 出席者 明石委員、上野委員、岡本委員、奥委員(会長)、河合委員、久保田委員、坂井委員、 鈴木委員、中田委員、服部委員、柳委員 (委員15名中11名出席)
- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 報告

富山県の景観施策について

・資料に基づき、事務局より報告。

# ●各委員からの景観施策全般に対する意見

## (委員①)

資料の「景観づくり住民協定締結一覧」について、ほとんどが砺波市や南砺市で占めていますが、 例えば富山市は県の管轄外ということで一覧には出てこないということなのでしょうか。

## (事務局)

県内全てが対象となりますが、砺波市は、散居村景観を守っていく取組等が優れているので協定が 多くなっています。

# (委員②)

「景観アドバイザーの派遣」について、対象となる団体と申請方法を教えていただきたい。

## (事務局)

まず市町村の担当課に相談いただいて県へ依頼が上がってくるという形になっております。県民 の方からという場合もありますし、市町村が派遣依頼をする場合もあります。

## (委員③)

うるおい景観とやま賞の応募方法はどのようなものになりますか。

# (事務局)

検討中ですが、インスタグラム上で実施する予定ですので、PRはしっかりと行うつもりです。

## (委員④)

うるおい景観とやま賞の応募資格は県内在住者でしょうか。

## (事務局)

基本的には日本国内の在住者と考えています。

# (委員⑤)

「うるおい環境とやま賞」から「うるおい景観とやま賞」に変わったのはとても良い。

環境というと広い意味になってしまうが、景観という言葉を入れると、きちんと景観という視 点から皆が見てくれると思います。

## (委員⑥)

うるおい景観とやま賞についてインスタグラムでの応募ということで、受賞案件パンフレットを 作るときに、インスタグラムの写真をそのまま使うのか、それとも受賞した作品を改めて写真を撮 りにいくのでしょうか。

#### (事務局)

現状はプロの方に撮っていただいています。インスタグラムによる応募方法については、複数の写真を載せていただいて一の投稿として応募していただくことも考えています。ただ、応募方法の詳細については検討中です。

## (委員(7))

基本的には景観が賞を受けるのであって、応募者が表彰を受けるということではないのでしょうか。

#### (事務局)

例えば、維持管理保全については、維持管理者、活動者を表彰する形になります。景観フォトについては景観写真を提供していただいた方(投稿者)が対象となります。

## 4 閉会